

広情個審第76号
平成31年2月28日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書不存在通知に係る審査請求について（答申）

平成28年8月1日付け広市教学生第36号で諮問のあったこのことについては、別添
のとおり答申します。

（諮問第173号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成28年8月1日付け広市教学生第36号の諮問事案（諮問第173号事案）

平成28年3月25日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年4月8日付け広市教学生第7号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定に対する同年6月13日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「申立人」という。）の審査請求書における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、実施機関が行った「公文書不存在通知書」の「処分を取消す。」との裁決を求め、請求している公文書の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

本件公文書開示請求の個別請求内容ごとに理由を述べる。

ア 本件開示請求①について

サービスの宣誓を行った時点で公務員であることが決定づけられる。公務員が行う事務は公務である。公務に関することは職責である。公務員は法令に従って職務を執行することが義務である。

公務は、法で「することを妨げない、することができる、しなければならない、する」と定められている事柄を執行する行為であり。またそれら公務についての説明責任がある。

公務員の口頭での発言、説明も証明であるとともにこれらの事柄の記録は証拠である。

公務員の非行とは、職務上の触法行為だけに止まらず、社会全般において道義にはずれた行為等を言う

地方行政庁ならびに公務員は公務に関する疑問や質問に答える義務があり、それを証明する義務も負っている。

なお、これらのことについて、理解が困難であれば、法務省および総務省に照会すれば、解釈することができると思慮する。これらのことを鑑みたとき、応答する義務があることは自明である、しかしながら、委員会職員は何ら応答しなかったところである。

一方で上記でも記述したように、公務員は、法令等に従って職務を遂行することが義務である。

これらのことから、委員会職員は応答しないという行為が適法であるならば法令等にそれらの行為を肯定する記述があるはずであり、その証明もしくは疎明も行えるはずであり、また行わなければならない義務がある。

それらが行えないのであれば、民法第1条2項、地方公務員法29条1項2号、地方公務員法32条に触法する行為と思慮する。

当該事務について、実施機関が行政裁量の範囲内などと主張する場合は、法解釈の対象となる法が定められているはずである、しかしながらその根拠法令が開示されていない事実を反対解釈すると根拠法令に該当がない事実は自明であろう。

要するに、「何々をすることができる」などと法に記述があつて始めて「何々」について、社会の多数の合意が取りうる範囲の裁量が認められるものであると考え、根拠法令が示せていないことから広島市教育委員会に行政裁量、判断の余地について発生することはない。

イ 本件開示請求②について

サービスの宣誓を行った時点で〇〇職員は公務員であることが決定づけられる。公務員が行う事務は公務である。公務に関することは職責である。公務員は法令に従って職務を執行することが義務。

公務は、法で「することを妨げない、することができる、しなければならない、する」と定められている事柄を執行する行為であり。またそれら公務についての説明責任がある。

地方行政庁ならびに公務員は公務に関する疑問や質問に答える義務があり、それを証明する義務も負っている。

公務員の口頭での発言、説明も証明であるとともにこれらの事柄の記録は証拠である。

公務員の非行とは、職務上の触法行為だけに止まらず、社会全般において道義にはずれた行為等を言う

なお、これらのことについて、理解が困難であれば、法務省および総務省に照会すれば、解釈することができると思慮する。

これらのことを鑑みたとき、〇〇職員には応答する義務があることは自明である、

しかしながら、〇〇職員は何ら応答しなかったところである。

一方で上記でも記述したように、公務員は、法令等に従って職務を遂行することが義務である。これらのことから、委員会職員は応答しないという行為が適法であるならば法令等にそれらの行為を肯定する記述があるはずであり、その証明もしくは疎明も行えるはずであり、また行わなければならない義務である。

それらが行えないのであれば、民法第1条2項、地方公務員法29条1項2号、地方公務員法32条に触法する行為と思慮する。

当該事務について、実施機関が行政裁量の範囲内などと主張する場合は、法解釈の対象となる法が定められているはずである、しかしながらその根拠法令が開示されていない事実を反対解釈すると根拠法令に該当がない事実は自明であろう。

要するに、「何々をすることができる」などと法に記述があって始めて「何々」について、社会の多数の合意が取りうる範囲の裁量が認められるものであると考え、根拠法令が示していないことから広島市教育委員会に行政裁量、判断の余地について発生することはない。

ウ 本件開示請求③について

サービスの宣誓を行った時点で公務員であることが決定づけられる。公務員が行う事務は公務である。公務に関することは職責である。公務員は法令に従って職務を執行することが義務。

公務は、法で「することを妨げない、することができる、しなければならない、する」と定められている事柄を執行する行為であり。またそれら公務についての説明責任がある。

地方行政庁ならびに公務員は公務に関する疑問や質問に答える義務があり、それを証明する義務も負っている。

公務員の口頭での発言、説明も証明であるとともにこれらの事柄の記録は証拠である。

公務員の非行とは、職務上の触法行為だけに止まらず、社会全般において道義にはずれた行為等を言う

なお、これらのことについて、理解が困難であれば、法務省および総務省に照会すれば、解釈することができると思慮する。

これらのことを鑑みたとき、法令に従って市民を「オタク」か否かの把握を行い、その結果その該当人物を「オタク」であることを口頭で発言し証明したと考えざるを得ない、

これらのことから、「オタク」か否かの把握という行為が適法であるならば法令等にそれらの行為を肯定する記述があるはずであり、その証明もしくは疎明も行えるはずであり、また行わなければならない義務である。

それらが行えないのであれば、民法第1条2項、地方公務員法29条1項2号、地方公務員法32条、公務員の非行等に触法する行為と思慮する。

当該事務について、実施機関が行政裁量の範囲内などと主張する場合は、法解釈の対象となる法が定められているはずである、しかしながらその根拠法令が開示されていない事実を反対解釈すると根拠法令に該当がない事実は自明であろう。

要するに、「何々をすることができる」などと法に記述があつて始めて「何々」について、社会の多数の合意が取りうる範囲の裁量が認められるものであると考え、根拠法令が示せていないことから広島市教育委員会に行政裁量、判断の余地について発生することはない。

エ 本件開示請求④について

服務の宣誓を行った時点で公務員であることが決定づけられる。公務員が行う事務は公務である。公務に関することは職責である。公務員は法令に従つて職務を執行することが義務。

公務は、法で「することを妨げない、することができる、しなければならない、する」と定められている事柄を執行する行為であり。またそれら公務についての説明責任がある。

地方行政庁ならびに公務員は公務に関する疑問や質問に効える義務があり、それを証明する義務も負っている。

公務員の口頭での発言、説明も証明であるとともにこれらの事柄の記録は証拠である。

公務員の非行とは、職務上の触法行為だけに止まらず、社会全般において道義にはずれた行為等を言う

なお、これらのことについて、理解が困難であれば、法務省および総務省に照会すれば、解釈することができると思慮する。

従つて法令の求めに応じた職務として数回にわたり視認する、もしくは何らかの事務遂行の目的を達成するための効果もしくは向上に寄与することが認められるために行つたことは自明であり、これらの行為が法令等に記述されているはずであり、当方の情報公開請求書の請求する公文書の件名又は内容欄に記述された請求事項について不存在であろうわけがない。

一方で、その現場において他の委員会職員から、「視認することによってなんら事務の向上に寄与するものではない」などと説明を受けたところであるが、何ら事務の向上などに寄与しない行為を公務として認める法的根拠ならびに署名もしくは疎明を求めたが、提示されなかったことは申し添える。

上述の行為について根拠法や正当性ならびに証明もしくは疎明が行えないのであれば、民法第1条2項、地方公務員法29条1項2号、地方公務員法32条、公務員の非行等に触法する行為と思慮する。

当該事務について、実施機関が行政裁量の範囲内などと主張する場合は、法解釈の対象となる法が定められているはずである、しかしながらその根拠法令が開示されていない事実を反対解釈すると根拠法令に該当がない事実は自明であろう。

要するに、「何々をすることができる」などと法に記述があつて始めて「何々」について、社会の多数の合意が取りうる範囲の裁量が認められるものであると考え、根拠法令が示せていないことから広島市教育委員会に行政裁量、判断の余地について発生することはない。

オ 本件開示請求⑤について

サービスの宣誓を行った時点で公務員であることが決定づけられる。公務員が行う事務は公務である。公務に関することは職責である。公務員は法令に従って職務を執行することが義務。

公務は、法で「することを妨げない、することができる、しなければならない、する」と定められている事柄を執行する行為であり。またそれら公務についての説明責任がある。

地方行政庁ならびに公務員は公務に関する疑問や質問に答える義務があり、それを証明する義務も負っている。

公務員の口頭での発言、説明も証明であるとともにこれらの事柄の記録は証拠である。

公務員の非行とは、職務上の触法行為だけにとどまらず、社会通念、倫理に反する行為である。

なお、これらのことについて、理解が困難であれば、法務省および総務省に照会すれば、解釈することができると思慮する。

広島市教育委員会職員記章着用規定によると、広島市職員記章着用規定に準ずると記述があり、広島市職員記章着用規定を確認すると、

第1条 本市職員には、その身分を表示するため、記章を着用せしめる。

第3条 職員は、常に、記章を着用しなければならない。

と定められておる。

まさに、記章着用は法令で「しなければならない」と定められており、「することができる」ではない。

これらのことから、着用しないという行為が適法であるならば法令等に特段の理由によりこれらの行為を肯定する記述があるはずであり、その証明もしくは疎明も行えるはずであり、また行わなければならない義務である。

それらが行えないのであれば、民法第1条2項、地方公務員法29条1項2号、地方公務員法32条に触法する行為と思慮する。

また、当方はこれらの行為は触法行為であると思慮しているところであり、これら触法行為を広島市民から届出がなされておることから係る事態を○職員に報告し、地方公務員法などに定められた命令等を職員に行う必要があると思慮する。

従って、当然に関職員の不作為を問われることが否定できないゆえ、本事案に対して○職員の対処がわかるものが不存在とは考えられない。

なお、不存在の場合は民法第1条2項、地方公務員法29条1項各号、地方公務員法32条、刑法1条、刑事訴訟法239条に触法する行為と思慮する。

カ 本件開示請求⑥について

サービスの宣誓を行った時点で公務員であることが決定づけられる。公務員が行う事務は公務である。公務に関することは職責である。公務員は法令に従って職務を執行することが義務。

公務は、法で「することを妨げない、することができる、しなければならない、する」と定められている事柄を執行する行為であり。またそれら公務についての説明責任がある。

地方行政庁ならびに公務員は公務に関する疑問や質問に依える義務があり、それを証明する義務も負っている

公務員の口頭での発言、説明も証明であるとともにこれらの事柄の記録は証拠である。

公務員の非行とは、職務上の触法行為だけにとどまらず、社会通念、倫理に反する行為である。

なお、これらのことについて、理解が困難であれば、法務省および総務省に照会すれば、解釈することができると思慮する。

広島市教育委員会職員記章着用規定によると、広島市職員記章着用規定に準ずると記述があり、広島市職員記章着用規定を確認すると、

第1条 本市職員には、その身分を表示するため、記章を着用せしめる。

第3条 職員は、常に、記章を着用しなければならない。

と定められておる。

まさに、記章着用は法令で「しなければならない」と定められており、「することができる」ではない。

義務である記章を着用していないものは、一見して委員会職員としての身分を表示していないため、委員会職員であるかどうか判別不能である。

記章の不着用職員の知人であろうとも、該当職員が休暇利用などを想定した時、一見して委員会職員の身分を有しているか否かは判別不能であると考える。

要するに記章着用を怠っている者が教育委員会職員であるか否かを判別することは不可能である事実、また証明責任のある職員自らが委員会職員としての身分を証していないことから、記章を着用していない職員は委員会職員にあらずという判断をされることを否定することはできないと考える。

これらのことから、委員会職員としての身分を表示していない、必然的に一見して委員会職員としての身分を有していないことが否定できない者が、広島市の執務室に不当に占拠し、実施機関の資料に何らかの作業を行うという行為が適法であるならば法令等にそれらの行為を肯定する記述があるはずであり、その証明もしくは疎明も行えるはずであり、また行わなければならない義務である。

それらが行えないのであれば、民法第1条2項、地方公務員法29条1項2号、地方公務員法32条に触法する行為と思慮する。

また、当方はこれらの行為は触法行為であると思慮しているところであり、これら触法行為を広島市民から届出がなされておることから係る事態を○職員に報告し、地方公務員法などに定められた命令等を職員に行う必要がある。

従って、当然に不作為を問われることが否定できないゆえ、本事案に対して○職員の対処がわかるものが不存在とは考えられない。

なお、不存在の場合は民法第1条2項、地方公務員法29条1項2号および3号、地方公務員法32条、刑法1条、刑事訴訟法239条に触法する行為と思慮する。

当該事務について、実施機関が行政裁量の範囲内などと主張する場合は、法解釈の対象となる法が定められているはずである、しかしながらその根拠法令が開示されていない事実を反対解釈すると根拠法令に該当がない事実は自明であろう。

要するに、「何々をすることができる」などと法に記述があつて始めて「何々」について、社会の多数の合意が取りうる範囲の裁量が認められるものであると考え、根拠法令が示せていないことから広島市教育委員会に行政裁量、判断の余地について発生することはない。

キ 本件開示請求①～⑥共通

このような触法行為と思慮される行為を行っている一方で、「適正に事務を行っている」「適正に判断を行っている」などと虚偽主張を繰り返す、さらに市民には法令での決まり事を遵守せよというのであれば、自分たちが順守しないことについて道義上、信義則上いかか考えるのか、このような組織ならびにそれに属する委員会職員は一切の信用に値しないと考える。

教職員は生徒を指導する立場、校長は教職員を指導する立場、教育委員会は校長を指導する立場要するに教育委員会は校長を通じて学校組織を指導する立場であり、ひいては間接的に生徒を指導する立場となる

ルールを守れと言いながら、一方で自分たちは定められてルールを守らない、これら組織が生徒、児童を間接的であれ教育、指導ができるとは到底考えられない、社会規範に対する挑戦であり説明が果たせないであろう。

特に、司法警察権を有する公務員ならびに教員は社会通念上、より高度な法令遵守を求められていることは当然であろう、それらを指導する立場でもある教育委員会職員も同等もしくはそれ以上の法令遵守を求められることを否定はできないであろう、最低限の道理、道徳の欠如がうかがえる

少なく見ても実施機関の数々の行為は公序良俗に反しておると思慮する。

このような信用に値しない輩には法適用を厳格に適用し、法判断すべきであると考え。

さらに、意思決定の過程が記録として残せておらず、公文書等の管理に関する法律第34条を始めとする広島市情報公開条例に対する挑戦と考える。

また、審議会の異議申立に対する答申書に、申立人の主張要旨で「申立人の～略～での主張を要約すると」などと申立人の意見をまとめている場面が多く見受けられる。

例えば申立人の主張を棄却する場合、申立人の意見に対して反論しやすい部分の意見をまとめ、棄却の結論に導きやすいようにしているのではないかという指摘があった場合、それを完全に否定できないのではないかと思料する。

少なくとも、申立人が手間と時間をかけて作成した、申立書の意見については、真撃に見解を頂きたい、反論に値しない項があれば、その項について合理的理由を明示したうえで排すれば良いと考えるところである。

3 実施機関の主張要旨

説明書及び口頭意見陳述における実施機関の主張を要約すると、次のとおりである。

請求の対象となっている公文書を保有していないため、申立人の主張には理由がないと考える。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

広島市職員の行う市民対応等の職務遂行についての根拠等となる公文書の開示を求める本件開示請求に対して、請求の対象となっている公文書を保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、本件開示請求に対して、公文書を不存在とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 8. 1	広市教学生第36号の諮問を受理（諮問第173号で受理）
30. 11. 1 （第1回審査会）	第2部会で審議
30. 11. 29 （第2回審査会）	第2部会で審議
30. 12. 13 （第3回審査会）	第2部会で審議
31. 1. 31 （第4回審査会）	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
佐 藤 以 誠	株式会社広島ホームテレビ経営戦略局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
土 井 敬 子	公益社団法人広島消費者協会理事
山 田 健 吾	広島修道大学法学部教授